

小諸市告示第135号

小諸市制限付一般競争入札実施要綱を次のように定める。

令和6年11月7日

小諸市長 小 泉 俊 博

小諸市制限付一般競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小諸市が発注する建設工事について、広範な入札参加機会を確保するとともに、入札参加者の手続の負担軽減及び入札事務の効率化を図り、入札及び契約手続の透明性、公平性及び競争性を一層高めることを目的とし、入札参加希望者は入札公告に基づき入札書を会場入札、電子入札（入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を、発注機関の電子計算機に備えられたファイルに記録することにより行う入札をいう。以下同じ。）又は郵送による入札（以下「郵送入札」という。）について、小諸市財務規則（昭和55年小諸市規則第16号。以下「財務規則」という。）、小諸市建設工事事務処理規程（平成12年小諸市訓令第1号）及び小諸市建設工事入札合理化対策要綱（平成12年小諸市告示第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 この要綱において対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、設計金額（消費税及び地方消費税を含む。）が130万円を超える一般競争入札に付する工事とする。

(入札の公告)

第3条 市長は、対象工事を本競争入札に付するときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6及び財務規則の規定に基づき、次に掲げる方法により公告するものとする。

(1) 小諸市公式ホームページ（長野県「電子入札システム」及び「入札情報システム」（第26条第1項及び第27条第1項において「システム」という。）を含む。以下同じ。）への掲載

2 市長は、次に掲げる事項を公告により明らかにするものとする。

- (1) 入札に付する工事名及び工事概要に関する事項
- (2) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約書（案）、入札心得に関する事項、設計図書等（図面、仕様書、現場説明

書及び参考図書（閲覧設計書を含む。）をいう。以下同じ。）を示す方法に関する事項

(4) 質問の受付及び回答に関する事項

(5) 入札書等（入札書、工事費内訳書及び当該対象工事の入札公告で提出が必要な書類をいう。以下同じ。）の提出方法並びに入札の執行及び開札に関する事項

(6) その他本競争入札の手續に関し必要な事項

（入札参加資格要件）

第4条 入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格要件」という。）は、入札公告日から落札決定日までの間、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

(1) 対象工事に共通する入札参加資格要件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条の規定による営業停止の処分を受けていない者であること。

ウ 小諸市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止措置要綱（平成12年小諸市告示第32号）に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

エ 小諸市建設工事入札参加資格を有する者であること。

オ 有効な経営事項審査を有している者であること。

カ 市発注の他の対象工事において、履行遅滞に伴う催告の通知を受け、かつ、当該工事の完了期限経過後請負契約約款第32条に基づく工事完成の検査を完了していない者でないこと。

キ 小諸市暴力団排除条例（平成23年小諸市条例第28号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

ク 市税等に滞納がないこと。

(2) 工事ごとに定める入札参加資格要件

ア 入札に付する工事に対応した小諸市建設工事入札参加資格を有する者であること。

イ 業種に関する要件を満たしている者であること。

ウ 資格総合点数に関する要件を満たしている者であること。

エ 同種工事の実績又は専門性の有無に関する要件を満たしている者であること。

オ 市工事の契約実績に関する要件を満たしている者であること。

カ 特定建設業の許可に関する要件を満たしている者であること。

キ 営業所の所在地に関する要件を満たしている者であること。

ク その他市長が定める要件を満たしている者であること。

（入札参加資格要件の決定）

第5条 市長は、入札参加資格要件を定めようとするときは、小諸市建設工事事務処理規程第9条の規定による小諸市建設工事請負人選定委員会の審議に付し、決定するものとする。

(契約書(案)、入札心得、設計図書等)

第6条 市長は、契約書(案)、入札心得、設計図書等を小諸市公式ホームページに掲載するとともに、必要に応じ設計図書等については、財政課において閲覧に供するものとする。

2 前項の掲載及び閲覧は、入札書提出期限の日までに行うものとする。

(設計図書等に対する質問及び回答)

第7条 設計図書等に対する質問は、入札公告に定める日時までに、電子メール又はファクシミリにより受け付けるものとする。

2 市長は、前項の規定による質問に対する回答を、速やかに小諸市公式ホームページへ掲載するものとする。

(現場説明)

第8条 現場説明会は、原則として行わないものとする。

(工事費内訳書の提出)

第9条 市長は、入札書の提出に併せ、入札参加者全員から対象工事に係る工事費内訳書の提出を求めるものとする。

(入札書等の提出方法)

第10条 入札書及び工事費内訳書(以下「入札書等」という。)は、会場入札、電子入札又は郵送入札のうち、市長の指定する方法により提出しなければならない。

2 初回の電子入札による場合には、電子入札システムにより入札書を作成し電子化した工事費内訳書を添付しなければならない。

3 郵送入札による場合には、入札書等を封筒に入れ、封かん及び封印をし、封筒の表面に開札日、入札公告に示す番号(以下「番号」という。)、工事名及び入札者の商号又は名称等を記載のうえ、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかの方法により、入札公告に示す日本郵便株式会社の郵便局留で提出しなければならない。

(入札書の提出期限等)

第11条 入札書等の提出期限(電子入札にあつては電子入札システムにより提出する入札書(以下「電子入札書」という。)等提出期限、郵送入札にあつては入札書等配達指定日をいう。以下同じ。)は、電子入札にあつては開札日の前々日(休日を含まない。)の入札情報システムに表示する時間、郵送入札にあつては開札日の前々日(休日を含まない。)とする。

(入札書等の受理、管理等)

第 12 条 電子入札書等は、電子入札システムの電子ファイルに保管し厳重に管理するものとし、郵送による提出のあった入札書等（以下「郵送入札書等」という。）は、前条に規定する入札書等提出期限の日の翌日（休日を含まない。）に、第 10 条第 3 項に規定する提出先で入札書等を受領するものとする。

2 市長は、受領した入札書等（以下「郵送受領入札書等」という。）の封筒により、第 4 条第 1 号アからエまで、同号カからクまでに規定する要件等を満たしていることを確認するものとする。

3 郵送受領入札書等は、施錠できる保管場所を設け、厳重に管理するものとし、いかなる理由があっても封筒を開封してはならない。

4 入札書等の到着の確認の問い合わせには、一切応じないものとする。

5 一度提出された入札書等の書替え、引換え又は撤回は認めないものとする。

(郵送による入札の承認)

第 13 条 入札書の提出方法について、電子入札を指定した場合には、原則として郵送による入札は認めないものとする。ただし、小諸市電子入札実施要綱（令和 3 年小諸市告示第 150 号）第 8 条の規定により、あらかじめ、市長の承認を受けた場合は、書留郵便又は持参による入札を認めるものとする。

(郵送入札書等の不受理)

第 14 条 郵送入札書等については、次の各号のいずれかに該当する入札書等は受理しないものとする。

(1) 第 10 条第 3 項に規定する方法以外の方法により提出された入札書等

(2) 前条に規定する市長の承認を受けずに提出された郵送入札書等

(3) 入札公告に示す提出期間以外の日に到着した入札書等

(入札回数)

第 15 条 入札回数は 2 回を限度とし、2 回目の入札(以下「再入札」という。)をした場合において、予定価格（財務規則第 108 条の規定により最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上。以下同じ。）の制限の範囲内の入札がない場合は、2 回目の最低価格入札者のうち入札参加資格要件を満たす者と政令 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定による随意契約ができるものとする。この場合において、見積り回数は、2 回を限度として行うものとする。

(落札候補者の決定)

第 16 条 開札は、入札公告に示す日時及び場所において行うものとする。

2 市長は、予定価格の制限の範囲内での入札価格があるときは、その範囲内で最低価格をもって入札をした者を落札候補者とし、保留するものとする。

- 3 落札候補となるべき同価（「同点」を含む。）の入札をした者が2人以上ある時は、くじ引きにより落札候補者を選定する。
- 4 前項の場合において、落札となるべき同価の入札をした者が3人以上の場合で、くじ引きにより落札候補者となったものの入札書が失格となったときは、失格となったものを除いた者により、再度のくじ引きを行い、落札候補者を選定することとし、以降、再度のくじ引きにより落札候補者となった者の入札書が失格となったときも同様とする。
- 5 第3項の場合において、会場入札又は郵送入札を指定した場合は、入札公告で定める開札日時及び場所においてくじ引きを行い、それ以外の場合は、電子くじによりくじ引きを行う。
- 6 第2項の場合において、一抜け方式による入札を行う場合には、番号の低い工事から優先して落札候補者を決定するものとし、落札候補者となった者が入札した次番号以降の工事の入札書は、当該候補者が、当該候補者の入札した工事のうち、最も番号の低い工事の落札者に決定した時点で無効とする。
- 7 低入札価格調査を行い、調査の結果落札候補者が失格となった場合には、次順位者を落札候補者とする。

（再入札）

第17条 市長は、開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がない場合は、設計書等の入札実施条件を再確認し、開札後速やかに再入札の実施について決定するものとする。

- 2 市長は、前項の確認の結果、再入札を実施する場合は、入札書を提出した者に対し、電子入札システムによる通知書又はファクシミリのいずれかにより通知するものとする。
- 3 1回目の入札書が無効、失格となった者又は再入札書提出期限までに入札書を提出しない者は、再入札に参加できないものとする。
- 4 再入札書の提出時にあっては、工事費内訳書の添付は不要とするものとする。
- 5 前条の規定については、再入札について準用するものとする。この場合において、前条中の「入札公告に示す日時及び場所」は、「再入札通知に示す日時、場所」と読み替えるものとする。

（事後審査）

第18条 市長は、第16条第2項の規定により落札を保留したときは、速やかに落札候補者に対し、落札候補者となった旨を口頭、電話、ファクシミリ又は電子メールにより連絡するとともに事後審査に必要な書類（以下「必要書類」という。）の提出を求め、事後審査を行うものとする。

- 2 前項の規定による事後審査は、配置予定の現場代理人及び主任技術者について要件を満たしていることの審査を行うものとし、必要書類は別に定めるものとする。
- 3 落札候補者は、連絡を受けた日の翌日（休日を含まない。）までに財政課へ必要書類を提出しなければならない。
- 4 市長は、落札候補者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該落札候補者を失格とした上で次順位者を落札候補者とし、当該要件に適合するまで順次事後審査を行うものとする。
 - (1) 前項に規定する提出期限までに必要書類を提出しないとき。
 - (2) 配置予定の現場代理人及び主任技術者が要件を満たしていないとき。(予定価格の公表)

第 19 条 市長は、予定価格以内で有効な入札がある場合は、開札の当日 14 時まで
に財政課にて予定価格及び開札後公表設計書を公表しなければならないものとする。

(予定価格に対する疑義申立て)

第 20 条 予定価格に対する疑義申立ては、当該工事の入札に参加した者が行えるものとする。

- 2 疑義申立ては、電子メール又はファクシミリで受け付けるものとし、予定価格を公表した日を含めて 2 日間（休日を含まない。）の受付期間を設定し、受付最終日の締め切り時間は、17 時 15 分とするものとする。

(落札者の決定)

第 21 条 市長は、第 18 条の規定により事後審査に適合していることが確認できた場合には、当該落札候補者を落札者とする。

- 2 市長は、前項の規定により落札者を決定したときは、速やかに落札者に対し、落札者となった旨を口頭、電話、ファクシミリ又は電子メールにより連絡し、契約締結に必要な書類の提出を指示するものとする。

(入札参加資格要件不適合の決定)

第 22 条 市長は、落札候補者が入札参加資格要件を満たしていないことを確認した場合は、当該落札候補者に対してその旨を通知するものとする。

- 2 落札決定までに、落札候補者が入札公告に示すいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなったときは、当該落札候補者のした入札は、無効とする。

(入札参加資格要件を満たさないと認めた者に対する理由の説明)

第 23 条 前条第 1 項の規定により通知を受けた者で、当該要件を満たさないと認められたことに不服がある者は、通知の日の翌日から起算して 10 日（休日を含まない。以下同じ。）以内に、市長に対して当該要件を満たさないと認めた理由について

て説明を求めることができる。

2 前項の規定により当該要件を満たさないと認められた者が説明を求める場合は、書面を持参又は郵送することにより行うものとする。

3 市長は、第1項の説明を求められたときは、前項の書面を受理した日の翌日から起算して10日以内に、書面により回答するものとする。

(入札書の無効)

第24条 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。ただし、会場入札又は電子入札にあっては、第1号から第3号までは適用しないものとする。

(1) 封筒がない入札書

(2) 封筒表記の開札日・番号・工事名のいずれかが入札公告と異なる又は未記載で意思表示が明確でない入札書(ただし、未記載等であっても当該内容が確認できるものを除く。)

(3) 封筒表記に商号又は名称が記載されていない入札書

(4) 同一人が入札した2通以上の入札書

(5) 商号若しくは名称又は押印(電子入札を除く。)のいずれかがない入札書

(6) 金額を訂正し、訂正印のない入札書

(7) 工事名・工事箇所名のいずれかが入札公告と異なる又は未記載で意思表示が明確でない入札書(ただし、未記載等であっても当該内容が確認できるものを除く。)

(8) 工事費内訳書を提出しない者が入札した入札書

(9) 工事費内訳書の工事名若しくは工事箇所名のいずれかが入札公告と異なる又は未記載で意思表示が明確でない入札書(ただし、未記載等であっても当該内容が確認できるものを除く。)

(10) 工事費内訳書の商号又は名称が記載されていない入札書

(11) 工事費内訳書の積算価格と入札書の入札金額が一致しない入札書(ただし、工事費内訳書の積算価格について、1万円未満の端数を切り捨てた金額を記載した入札書は除く。)

(12) 内容が未記入などの不備がある工事費内訳書を提出した者が入札した入札書
(入札者の失格)

第25条 次の各号のいずれかに該当する入札をした入札者は、失格とする。

(1) 低入札価格調査の対象となり、提出期限内に調査書類を提出しない者の入札書

(2) 低入札価格調査において、契約の内容に適合した履行がされないと判断された者の入札書

- (3) 虚偽の入札参加資格要件審査書類を提出した者の入札した入札書
- (4) 入札参加者が協定して入札した入札書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、入札公告又は入札心得において示した入札条件に違反して入札した入札書
(入札の延期、取りやめ等)

第26条 市長は、設計図書等の表示誤りや不明確な表示などを発見した場合、訂正後の設計図書等を閲覧に付すとともに入札書等提出期限、開札日等について延期できるものとする。この場合において、延期を行う場合、システムによる入札公告、質問回答及び入札予定表示（修正内容履歴）において変更期日等について示すものとする。

2 市長は、入札公告及び設計図書等の関係書類又は入札手続きに不備があり、入札参加者の公正な入札が行われないと認められるときは、入札公告で示す入札手続等を取りやめるものとする。

3 市長は、入札参加者が協定し、又は不穩の行動をなす等により入札が公正に執行することができないと認められる場合、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめるものとする。

(入札結果等の公表)

第27条 市長は、対象工事の入札結果を、疑義申立て受付終了後速やかに、システムに掲載する。

2 市長は、前項の公表までの間は、入札の経緯・結果の問い合わせには、一切応じないものとする。

(補則)

第28条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年12月1日から施行し、同日以後に公告等をした入札から適用する。